

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その用途を明確にし社会保障施策に要する経費に充てられることとされています。

門川町の令和8年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当事業については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 250,000 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費 3,090,839 千円 (単位:千円)

区 分	当初予算額	特定財源	地方消費税交付金	一般財源
1 総合福祉関係	29,154	13,819	5,000	10,335
2 医療関係	800,163	217,018	100,000	483,145
3 介護・高齢者福祉関係	355,860	39,944	50,000	265,916
4 子ども・子育て関係	1,324,358	1,076,499	40,000	207,859
5 障がい福祉関係	536,955	429,640	50,000	57,315
6 共済負担金等	44,349	0	5,000	39,349
合 計	3,090,839	1,776,920	250,000	1,063,919